大東市のめざすまちづくり（人権行政基本方針・概念図）

人権文化の構築と、人間として幸せに生きていくために市民的諸権利と自由を確立・維持・発展させ、それを互いに尊重し合うことができるような民主的な地域社会づくり

（「はじめに」・1．近代社会と人権保障・3．人権保障と人権行政）

第４次大東市総合計画
－施策の体系－

●互いに尊重し、健やかで、心やすらかに暮らせるまち
～第１章：生存権、健康で文化的な生活権（医療、福祉を含む）、法の下での平等と差別の禁止・撤廃～

●多様な個性が結び合い、心の通う楽しいまち
～第２章：市民や子どもたちの学習権、教育権。市民の自立やエンパワーメントの促進、自治形成能力の醸成～

●安定した暮らしを支える環境が整ったまち
～社会権的な諸権利を実際に確保するためのハード面のインフラの整備など～

●個性が輝き、活気と魅力にあふれるまち
～地域産業振興と文化政策・文化行政に関わるもの～

（「はじめに」・5．人権行政の具体的課題）

人権行政推進のための手立て

●人権政策部門と企画部門との連携、「人権のまちづくり」と「まちづくり総合計画」との整合性を図り、まちづくり施策を「人権行政」として進めていくために、総合調整機能の効率的な運用と、より機能的な庁内体制づくり。

●「人権のまちづくり」の方向性を各行政部局と共有していくために、現行の人権推進部兼務職員制度の充実を図り、効果的、機能的な総合調整推進の体制の整備。

●同和問題、障害者問題、男女共同参画、在日外国人問題などの個別的課題については、現行の各担当の機能強化を踏まえて、事務局、課などの窓口を維持するとともに、総合的・横断的な調整がより効率的に機能できる庁内体制づくり。

●施策推進を担う職員の認識と資質の向上のため、これまで推進してきた人権に関する研修の成果の活用と、より一層の充実。

●自治基本条例の策定など、市民自治を確立・推進するための市民と行政との関係に関する方針や実施計画の策定。

●「市総合計画」と様々な人権に関わる個別課題や関連する課題についてのプランとの整合を進めるため、企画部門と人権政策部門とがタイアップした施策推進調整機能の整備。

●より効果的な施策推進を図るため、市のプランの策定作業や実施にあたって、市民の参加・参画をより一層促進するとともに、具体的施策の実施にあたっての市民協働の受け皿となる地域コミュニティ（＝対等な立場でお互いを尊重し合い、支えあうことのできる新しいコミュニティ）の生成。

（6．人権行政推進のために）

人権とは何か～４つの観点～

●差別からのアプローチ
様々な人権侵害や人権未保障問題の解決と人権確立の取り組みを進める。

●「市民的権利と自由」と個人の尊厳からのアプローチ
一人ひとりが人権の主体としての自己アイデンティティを確立していく人権教育・人権啓発を進める。

●「社会」、「パブリック・モラル」からのアプローチ
市民がお互いを認め合い共生していく社会への責任（パブリック・モラル）を確立していく。

●行政と市民との関係の再構築（地方自治の再生）
市民の幸福を達成するため、市民の自治を促進し、行政と市民との関係の再構築を進めていく。

（4．人権とは何か～４つの観点～）

人権行政推進のための基本的認識と方向

●自治体の責務は「憲法の理念を地域社会で住民自治という民主主義によって実現していくこと」であり、その目的が「市民の権利（＝人権）の確立」であることを明確化し、具体的な取り組みが豊富化されていく道筋を明らかにする。（5．人権行政の具体的課題）

●上・下水道事業、郵便・電信・電話などの通信事業、公共交通などの運輸事業、教育・医療・住宅の供給、消防、職業の斡旋や紹介、職業訓練のための事業など行政の基本的業務は、教育を受ける権利、社会保障を受ける権利、勤労の権利、移動の自由の権利、居住の権利、生命・財産についての権利など、人々が生きていくために必要な権利の確立＝人権の問題と密接に関連している。（4．「人権」とは何か～４つの観点～）

●差別問題は人権侵害や未保障の問題であり、人権をめぐる全体的な捉え方の中で位置づける。（4．「人権」とは何か～４つの観点～）

●地方自治の本旨を踏まえた行政の目的と課題とは、憲法に則った市民的諸権利を確立することであり、市民一人ひとりがその権利について自覚し、主張し、互いに尊重し合うことによって、人間としての幸せな生活を営んでいく原理を持った社会を実現していくことである。（3．人権保障と人権行政）

●すべての行政の課題や業務について、市民的権利と市民自治の確立という視点から点検し、本来の行政の主旨に沿った形に位置づけていく。（3．人権保障と人権行政）

差別問題や人権侵害・未保障問題の現状

●同和問題、障害者問題、外国人問題、子どもの人権、男女共同参画、高齢者問題、非核・平和、環境問題、ＨＩＶ感染者・ハンセン病などの患者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、アイヌ民族、沖縄問題など様々な人権課題の存在（4．「人権」とは何か～４つの観点～）

●少子化、高齢化がすすみ、経済的な停滞と様々な社会的制度の疲労という側面を抱え、子どもの虐待、不登校、引きこもり、ドメスティック・バイオレンス、個人の孤立化、社会規範やモラル意識の低下、ホームレスの増加など、様々な人権をめぐる新しい課題の発生（3．人権保障と人権行政）

文化的土壌と社会的背景

●今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意思で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根強く生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。（2．差別撤廃への取り組み）

●より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、『自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない』ばかりでなく、『自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない』、『物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする』（4．「人権」とは何か～４つの観点～）

●自立を阻み、特定の人たちを排除したり、差別を生み出す社会規範や生活文化である「イエ」意識や「世間」、「血統主義」、「序列意識」などの文化が存在。（4．「人権」とは何か～４つの観点～）